

「総合的なT P P等関連政策大綱」に基づく国内対策の継続及びさらなる充実に
対する意見書

T P P 11（平成30年12月発効）や日E U・E P A（平成31年2月発効）、日米貿易協定（令和2年1月発効）等、大型の国際貿易協定に基づく経済活動が本格化し、我が国は新たな国際環境に置かれているところであり、グローバル化への対応を着実に進めている諸外国との国際競争の激化は避けられない状況である。

このような中、本県は平成27年度以降、政府が策定した「総合的なT P P等関連政策大綱」に基づく国内対策を継続的に活用し、農地の大区画化・汎用化、施設や機械導入による省力・低コスト生産体制の整備、農畜産物のブランド力向上等の産地対策を推進し、世界と戦える農林水産業の実現に努めてきたところである。

今後、段階的に関税率が引き下げられていく中で各国際貿易協定の影響が顕在化していくとともに、来年1月には、E Uを離脱した英国との日英貿易協定の発効や、東アジア諸国との経済連携強化も見込まれる中、国におかれては、農林漁業者が将来にわたって希望と意欲をもって安心して生産に取り組めるよう、下記の事項に責任を持って対応されるよう強く要望する。

記

- 1 T P P 11や日米貿易協定をはじめとした国際貿易協定に関し、地方の基幹産業である農林水産業及び農山漁村が維持・発展できるよう、必要かつ十分な予算を今後も継続的に措置すること。
- 2 対策の継続にあたっては、T P P 11協定等の発効後の動向を踏まえつつ、段階的な関税率引き下げによる影響やこれまでの対策の効果等の検証を行ったうえで、農林水産業の生産基盤のさらなる強化に資するとともに、地域にとって自由度の高いものとする。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月15日

熊本県議会議長 池田和貴

衆議院議長	大島理森様
参議院議長	山東昭子様
内閣総理大臣	菅義偉様
外務大臣	茂木敏充様
農林水産大臣	野上浩太郎様
経済産業大臣	梶山弘志様
内閣官房長官	加藤勝信様
経済再生担当大臣	西村康稔様